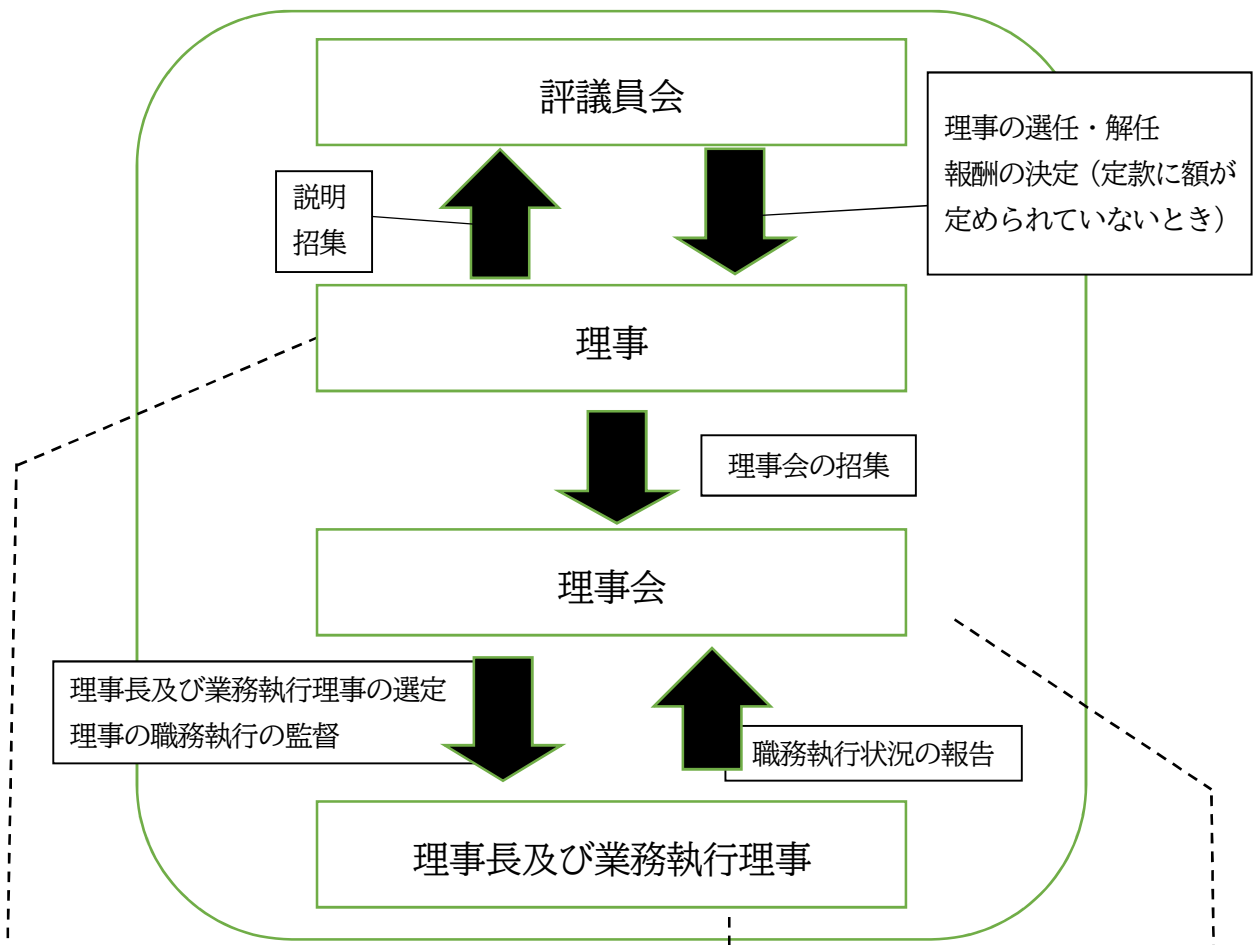


## 評議員会と理事会の関係



**【理事の義務（主なもの）】**

- ・善管注意義務、忠実義務
- ・利益相反行為の制限
- ・評議員会における説明義務
- ・監事に対する報告義務

**【理事の責任（主なもの）】**

- ・法人に対する損害賠償責任
- ・第三者に対する損害賠償責任
- ・特別背任罪、贈収賄罪

**【理事長の権限】**

- ・法人の代表、業務の執行

**【理事長の義務（主なもの）】**

- ・理事会への職務執行状況の報告義務

**【理事会の権限（主なもの）】**

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
- ・利益相反行為の承認、計算書類・事業報告の承認

\*理事に委任できない重要事項の決定

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤内部管理体制
- ⑥定款の定めに基づく役員等の責任の免除